

諮問実施機関：滋賀県知事（東近江土木事務所）

諮問日：平成28年12月15日（諮問第134号）

答申日：平成29年11月16日（答申第106号）

内容：「〇〇市〇〇〇〇地先において〇〇川河川改修事業で施工した水路の用地取得に係る関係書類および登記簿」の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成28年6月14日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

〇〇〇〇において平成〇年度に施工した水路が、県営ほ場整備事業「〇〇地区」〇〇換地区内に存在しているが、当該水路に係る土地の用地取得に係る関係書類および登記簿

2 実施機関の決定

平成28年6月29日、実施機関は、本件公開請求に対して、対象公文書を特定の上、条例第10条第1項の規定に基づき公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

平成28年8月22日、審査請求人は、実施機関の決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求書の補正

平成28年9月5日、実施機関は、本件審査請求に係る審査請求書に形式上の不備があるとして、審査請求人に補正を命じ、同月16日、審査請求人は、実施機関に審査請求書を補正す

る旨の文書を提出した。

5 実施機関による決定の変更

平成 28 年 10 月 18 日、実施機関は、別表のとおり、当初の決定を変更した。

第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

情報公開制度を借りて〇〇換地工区内の換地の詳細を知ろうとしたが、取得したと言われる土地の地番すら公開されなかった。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 本件対象公文書について

本件公開請求の対象公文書は、実施機関が、〇〇市〇〇〇〇地先において行った〇〇川河川改修事業で施工した水路に係る用地取得（以下「本件用地取得」という。）についての関係書類および登記簿である。

公開を行った関係書類の具体的な内容は、用地境界の確定に係る図面ならびに工事関係の平面図および横断図（以下「関係図面」という。）である。

3 非公開理由について

(1) 登記簿の不存在について（請求 1）

所有権移転完了前の調査のため、平成〇年および平成〇年に取得した登記簿（以下「本件登記簿」という。）は、保存期間を 1 年未満保存として扱っており、所有権移転の申請が完了した後に廃棄しているため、本件用地取得に係る登記簿は保有していない。

また、所有権移転完了後については、必要がないことから、改めて登記簿を取得することはしていない。

(2) 対象公文書の特定について（請求 2）

関係書類の公開を求める請求については、実施機関は、審査請求人に対して、どのよう

な文書が必要であるかを確認した上で、関係図面を特定し、公開を行った。

なお、実施機関においては、関係書類に当たり得るものとして、他に用地境界に係る文書を保有しているが、審査請求人は、そうした文書については必要ないとしていたものである。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件審査請求について

本件公開請求は、実施機関が、〇〇市〇〇〇〇地先で行った河川改修事業における用地取得についての関係書類および登記簿の公開が求められたものである。

実施機関は、関係書類を全部公開するとともに、本件登記簿は保有していないとして、公文書一部公開決定を行っているものであるが、審査請求人は、その取消しを求めていることから、以下、本件処分の妥当性を検討する。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件登記簿は、保存期間が1年未満の文書であり、既に廃棄しているものであるため、保有していないと主張している。

しかしながら、当審査会が確認したところ、滋賀県文書管理規程における「1年未満保存」の保存期間については、平成22年2月1日付けの一部改正において設けられたものであることが認められた。実施機関の説明によれば、本件登記簿は、平成〇年から平成〇年にかけて

取得されたものであるとのことであり、このことからすると、当該文書の取得時点において、「1年未満保存」の保存期間が存在していなかったことは明らかである。

したがって、実施機関が主張する不存在の理由は、不自然、不合理なものと言うほかなく、本件処分は取消しを免れないものである。

なお、実施機関は、本件処分に係る決定通知書において、非公開の理由を「文書を保有していないため」と記載するのみであるが、このような理由の付記は不十分なものであり、改めて決定を行うに当たっては、具体的に不存在の理由を記載する必要があることを申し添える。

4 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成28年12月15日	・実施機関から諮問を受けた。
平成29年5月12日 (第256回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成29年6月9日 (第257回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成29年7月14日 (第258回審査会)	・事案の審議を行った。
平成29年8月29日 (第259回審査会)	・事案の審議を行った。
平成29年10月30日 (第261回審査会)	・答申案の審議を行った。

別表

番号	特定した公文書	公開をしない部分	公開をしない理由
請求 1	登記簿	全部	文書を保有していないため
請求 2	関係書類	—	—